

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 52 | 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、健康増進事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、令和8年度中のシステム更改後の健康増進事業に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年3月23日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------|--|
| ①事務の名称 | 健康増進事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周病検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施している。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついで、主務省令に定めるもののうち次の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 「横浜市がん検診」 横浜市の死亡原因の第1位であるがんを早期に発見し治療に結びつけることで、がんによる死亡を減少させることを目的として、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、5つのがん(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)に係る検診及び精度管理を実施している。</p> <p>2 「横浜市歯周病検診」 満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。</p> <p>具体的には、上記の事務につき、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受診者管理等を行う業務 ・ 実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・ 個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・ 地域保健・健康増進事業報告等に必要の統計業務 <p>3 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・ 住民は、マイナポータル等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・ 住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリ又は医療機関のシステムで用いることにより、医療機関・検診会場(以下、検診施設等)において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・ 自治体は、医療機関から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム(成人保健分野)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、情報共有基盤システム、Public Medical Hub(PMH) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 横浜市がん検診等情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 ・ 番号法19条6号 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する] |
| ②法令上の根拠 | 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第百十一 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第百十一 ・番号法別表第二主務省令第50条第1項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 医療局地域医療部がん・疾病対策課 |
| ②所属長の役職名 | 医療局地域医療部がん・疾病対策課担当課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 横浜市役所 医療局 地域医療部 がん・疾病対策課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2453 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年10月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| | | |
|---|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | | |
|---|---|---|
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する。また、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|--|------|--|
| | 表紙 特記事項 | なし | 本評価書は、令和8年度中のシステム更改後の健康増進事業に関する事務について記載している。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周病検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施しており、一部のがん検診については各区役所にて集団検診を実施している。 | 横浜市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「横浜市がん検診」、「横浜市歯周病検診」を個別検診は横浜市医師会及び横浜市歯科医師会に委託し、各会に所属する医師及び歯科医師が所属する医療機関等で実施している。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 2 「横浜市歯周病検診」 満40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。 | 2 「横浜市歯周病検診」 満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方に対し、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期における健康で快適な生活の支援を目的に歯周病検診を実施している。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | (追加) | 3 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る自治体検診事務> ・情報連携のため、横浜市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む受診者情報、問診情報及び検診結果の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナンバーカード等を介して問診情報の入力、検診結果及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、検診時に、従来の紙の問診票に代えて、マイナンバーカードをタブレットに搭載された検診施設アプリ又は医療機関のシステムで利用することにより、医療機関・検診会場(以下、検診施設等)において住民が事前に入力した問診情報、検診結果の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・自治体は、医療機関から入力された問診情報、検診結果の取得及び住民への通知が可能となる。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称 | がん検診システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、情報共有基盤システム | 健康管理システム(成人保健分野)、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、情報共有基盤システム、Public Medical Hub (PMH) | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | がん検診システム、統合番号連携システム | 横浜市がん検診等情報ファイル | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 番号法19条6号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条第1項 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の102の2項 番号法別表第二主務省令第50条第1項 | 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第百十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。)第50条第1項 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第百十一 番号法別表第二主務省令第50条第1項 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 | 健康福祉局健康安全部保健事業課 | 医療局地域医療部がん・疾病対策課 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 健康福祉局健康安全部保健事業課長 | 医療局地域医療部がん・疾病対策課担当課長 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 横浜市役所 健康福祉局 健康安全部 保健事業課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2453 | 横浜市役所 医療局 地域医療部 がん・疾病対策課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-2453 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用 | (項目を追加) | (空欄) | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か | 令和3年10月1日時点 | 令和7年10月1日時点 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数500人以上か いつ時点の計数か | 令和3年10月1日時点 | 令和7年10月1日時点 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | (項目を追加) | 十分である | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 | (項目を追加) | ・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する。また、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |
| | IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | (項目を追加) | [○] 全項目評価または重点項目評価を実施する。 | 事前 | 健康管理システム(成人保健分野)への移行及び事務デジタル化先行実証事業参加に伴う修正 |